

平成 30 年度 就労準備支援事業 実績報告

平成 30 年 12 月末現在

<事業の概要>

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供します。

1 支援実績

<支援プラン作成件数と内容>

就労準備支援プログラム(計画書・評価書)は対象者 3 人(今年度新規 2 人)に計 4 件を作成しました。計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行いました。

【図表 1 支援状況】

(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他
H29-C (20代 男性)	9 か月間	59	72	2	4	54
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3人世帯 ・ 経路：関係機関(祖父の担当ケアマネジャー)からの相談 ・ 大学卒業後アルバイトするが、会社が倒産し無職 ・ 精神障がいを持つ母と依存的な関係 ・ 主訴：「正社員として働きたい」が、仲の悪い家族の仲裁役も必要 					
<p>[支援経過] 昨年度は、就職活動より母とのスポーツ観戦を優先する状態だったため、就労への意識づくりに努めた。秋頃より毎週ハローワークへ通い、応募するようになり、採用が決まった会社があったが、「家族が反対するから。希望職種ではないから。」と辞退し、就労に結びついていない。未だ希望職種が定まっていない状態である。祖父担当のケアマネジャー・母担当の相談員と連携しながら、本人の就労意欲がさらに高まり、就労に結びつくように支援を続けている。</p>						
(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他
H30-A (50代 男性)	3 か月間	4	2	2	0	9
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2人世帯 ・ 経路：高齢の母親の支援者からの相談 ・ 自己破産することになり、自営業を廃業することになった。新しい仕事を探さなければならない ・ 主訴：自分の生活費は自分で働いてまかないたい 					

〔支援経過〕 自営業を営みながら、母の年金を頼りに暮らしていたが、母の施設入所に伴い、その費用に年金がほぼ全額充てられることになった。自営業の負債がかさみ、自立相談支援事業の支援による債務整理と並行しながら就職活動を行った。自宅訪問して、履歴書の書き方や面接の心構えなどをアドバイスすると、短期間で採用が決まった。その後も就労定着支援を続けたところ、無遅刻無欠勤で就労を継続でき、3か月で就労準備支援事業利用は終結となった。

(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他
H30-B (30代 男性)	3か月間	9	12	3	1	42
	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯 ・経路：家賃の滞納で、家主からの相談 ・金銭管理をしていた同居の母が入院し、また同時期に仕事を退職した。その母が亡くなり、手持ち金が少なくなり、日常生活も心もとない ・主訴：「早く働きたい」 					

〔支援経過〕 持参した履歴書の作成において、学校卒業年が違っており、指摘すると修正することはできるが、自分で計算することは難しい。ハローワークからのアドバイスを受け、障がい者手帳の取得に向け、支援を行っている。

障がい者手帳が取得できれば、就労移行支援事業を利用することが決まっており、阪神南障害者就業・生活支援センターにつなぐ予定である。

【図表 2 就労準備支援事業終結後 継続支援状況】

(年齢 性別)	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他	備考
H27-A (50代 男性)	1	0	0	0	1	他市へ転居(A型事業所利用)
H27-D (40代 男性)	1	9	2	1	1	A型事業所利用 ⇒阪神南就ポツへ
H27-L (20代 男性)	20	64	1	19	58	阪神南就ポツへ
H29-A (20代 男性)	3	4	10	2	42	障がい者相談支援事業へ
H30-B (30代 男性)	3	12	4	2	29	阪神南就ポツへ

※A型事業所：就労継続支援A型事業所

※阪神南就ポツ：阪神南障害者就業・生活支援センター

今年度も継続支援を実施したところ、就職や訓練などが決定し、引き続き支援する機関へ支援を継続できました。

【図表 3-1 就労準備支援事業未利用者 支援状況】

就労準備支援事業利用には至らない人の支援状況

(年齢 性別)	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他	備考
H27-F (60代 男性)	0	0	1	0	0	転職後退職 老齢年金受給中
H27-H (40代 男性)	1	0	0	0	1	A型事業所利用→生保受給中 *
H27-I (40代 男性)	1	10	2	0	1	A型事業所継続支援 *
H27-K (30代 男性)	1	0	0	0	1	自立相談支援継続
H28-J (40代 男性)	1	8	2	0	12	家族への対応→来所 *
H29-D (40代 男性)	1	2	0	0	1	姉来所→障がい相談へ
H29-E (40代 男性)	1	0	0	0	1	自立相談面談同席
H29-H (30代 男性)	2	0	0	0	8	自立相談面談同席：就労相談
H29-I (40代 男性)	3	0	0	0	0	高齢者生活支援センターより
H29-K (50代 男性)	1	0	0	0	0	自立相談面談同席：就労相談
H29-L (20代 女性)	1	3	0	1	1	保健センターより
H29-M (30代 男性)	0	22	8	2	15	三田谷治療教育院相談より ⇒療育手帳取得 *
H29-O (50代 男性)	1	3	0	0	2	自立相談面談同席：就労相談
H29-P (60代 男性)	1	0	0	0	3	自立相談面談同席：就労相談
H29-Q (20代 男性)	7	5	0	0	14	自立相談より：就労相談
H30-C (20代 男性)	2	1	0	0	3	母来所→障害相談へ
H30-D (20代 男性)	1	13	6	0	20	アサガオより：ひきこもり
H30-E (30代 女性)	1	0	0	0	0	生きがいサポートセンターを紹介
H30-F (50代 女性)	0	2	0	0	0	生きがいサポートセンターより

※A型事業所：就労継続支援 A型事業所

※生保：生活保護

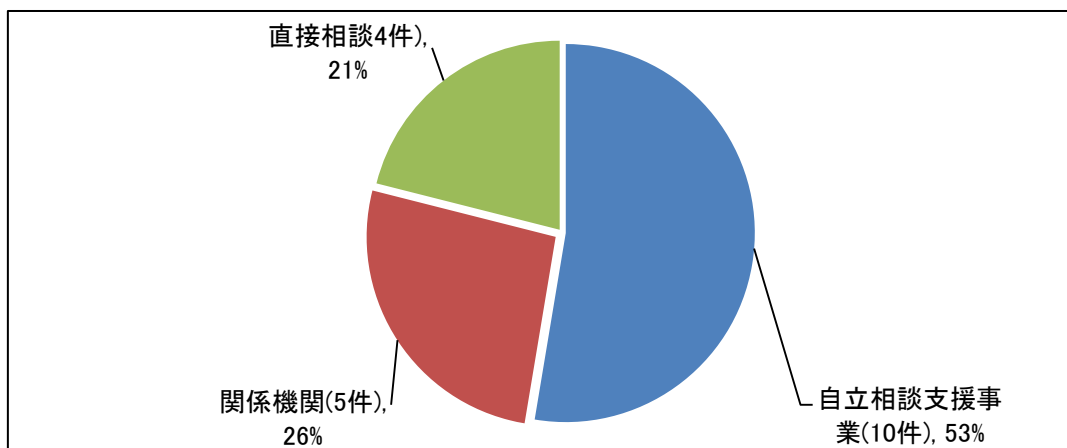
※阪神南就ポツ：阪神南障害者就業・生活支援センター

*：他機関へつなぐ予定

自立相談面談同席時は、失業により新たな就労先を探している場合や転職希望などに関して、助言をする役割を担いました。

他機関からつながって就労意欲の高い場合は、自分で行動できたため、すぐに就労につながりました。

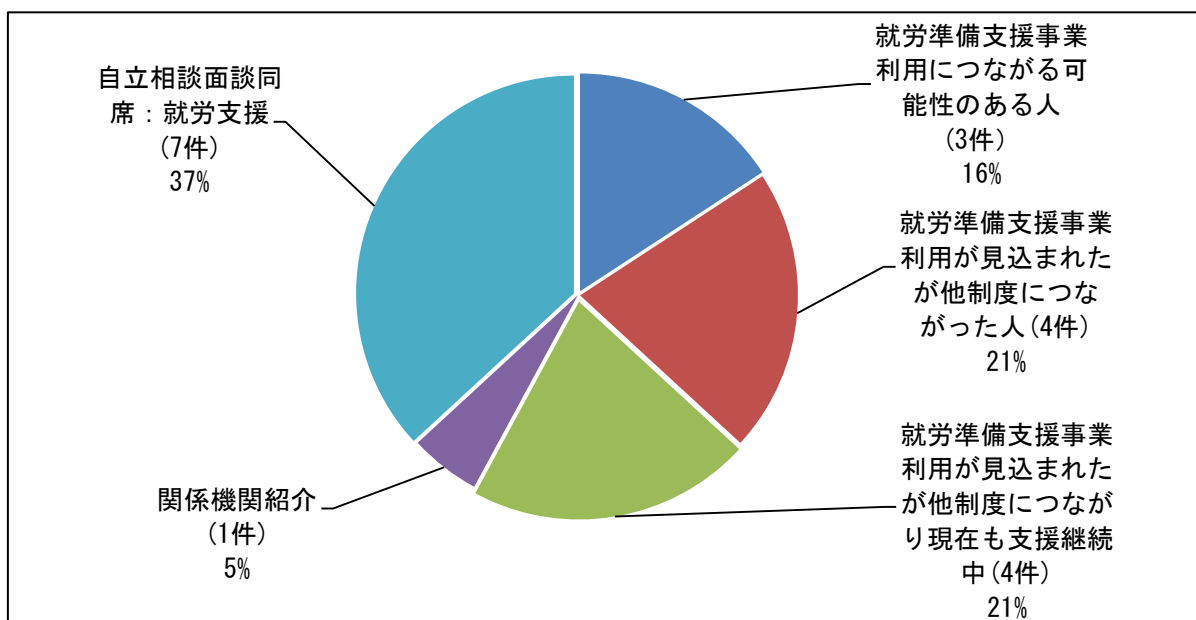
【図表 3-2】 就労準備支援事業の窓口につながった経路（全 19 件）



「関係機関」の内訳として、法人職員間での連携によりニーズが出てきたケースがありました。また、毎月の就業支援団体連絡会で生きがいサポートセンター阪神南との情報共有、若者相談センターアサガオの親の会に参加するなど、関係機関との連携を強めた結果、関係機関からの相談が増えました。

さらに、就労支援の窓口において、受付シートの整備を行ってスクリーニングの工夫をし、阪神南障害者就業・生活支援センターと就労準備支援事業との支援を明確に分け、適切な支援に結びつけることができるようになりました。

【図表 3-3】 就労準備支援事業の窓口につながった対象者の分類（全 19 件）



就労準備支援事業の窓口につながった対象者の分類については、自立相談の面談に同席（就労支援）が増加しています。

また、支援中に障がい者手帳を取得し、福祉サービスを利用の就労に結びつくケースが増加していますが、障がい受容に時間がかかり、支援期間が長くなっています。

2 社会資源の開拓（阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携による）

【図表4 ボランティア・見学・実習 可能事業所】

事業所名	所在地	内容
株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本・CD・DVDのピッキング等
山澤工房	西宮市	スーツケースの解体
あしや温泉	芦屋市	館内清掃
社会福祉法人 三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ・水やり 野菜作り
就労支援カフェCACHE-CACHE(カシカシ)	芦屋市	喫茶作業（平成28年度より）
就労移行支援事業 ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
婦木農園	丹波市	農業体験・酪農体験（合宿も可）

3 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について

【図表5 パソコン講習（全10回）】就労準備支援事業利用者2名利用

	項目	内容
1	機器使用方法	機器の立ち上げ、利用方法等初級コースから指導。
2	ソフト基礎学習	Wordの文書作成・表作成、Excelの表作成・数式の理解、PowerPoint利用のプレゼン等社会で最も必要なソフトの基礎学習。
3	求人の検索 職業の選択	デスクワーク業務について、インターネットによる仕事探し等対象者の希望と能力に近い就労対策。

【図表6 グループセッション プログラム（前期・後期とも全10回）】

就労準備支援事業利用者1名利用

回数	テーマ	詳細
1	働く意義	仕事とは・働くイメージ
2, 3	自己理解	① 障がいについて 得意不得意 自分の強み ② 自己分析と他己分析
4	職業選択	ジョブマッチング 進路選択 自分らしい進路
5	仕事に向き合う姿勢・心構え	企業が求める人材とは 大切な姿勢とは
6	ビジネスマナー	あいさつ 言葉遣い 身だしなみ 立ち居振る舞い
7, 8	職場対人スキル	① 報告・連絡・相談 組織の仕組み ② コミュニケーションの取り方 伝え方 人との距離感 職場での雑談
9, 10	問題解決スキル	① 問題解決の方法 ② その場に応じた対応の仕方

※前期：会社見学（第5回目として実施）

後期：夢地図作成（第1回目として実施）

調理実習（第8回目にLet's cook!実施）

【図表7 就労サロン 毎月1回】

目的	参加者が職場での体験や悩みごとなどを自由に発言し、参加者同士で体験を共有し、共に考えながら互いに支え合い、励まし合う場とする。また、参加者同士の交流によって、働く意欲が高まり、より充実した職業生活を送れるよう、本会を一步踏み出す飛躍の場としたい。
対象者	阪神南障害者就業・生活支援センター利用者、就労準備支援事業利用者
その他	医師・カウンセラーを外部講師に招き、質問会を実施。

【図表8 面接練習 毎月1回】就労準備支援事業利用者2名利用

目的	利用者が求人に応募の際の面接の練習等を行う場とする。
対象者	阪神南障害者就業・生活支援センター利用者、就労準備支援事業利用者

面談でのパソコン講習を引き続き実施し、グループセッションで会社見学や調理実習も行いました。

また、今年度より新しく就労準備事業利用者の就労定着のため支援の拡大に至り、就労サロンと面接練習を実施し、プログラムの多様化を図りました。

4 成果と課題

(1) 成果

① 就労準備支援事業の利用に向けた支援について

自立相談支援事業の面談に早期から同席し連携を強めた結果、就労準備支援事業にスムーズにつながることができました。また、支援メニューの多様化により、本人の自己肯定感も増し、就職につながるケースもありました。利用者層を広げ、その自立に向けた支援につながったと感じています。求人に応募の際の「履歴書の書き方・面接の受け方のアドバイスがとても役に立った。」という声も聞くことができました。

就労準備支援事業未利用者については、利用者同様に支援した結果、未利用のまま短期間で解決につながるケースも増えています。

② 潜在的な対象者について

生きがいサポートセンター阪神南・神戸東との定期的な情報交換や、若者相談センターアサガオの親の会に参加するなど、潜在的な対象者の把握に努めた結果、対象者の紹介につながりました。

③ 社会的孤立等の状態にある人への支援について

対象者の高齢の親の居場所が無いことが把握できました。社会的孤立等の状態にある人には、本人だけでなく家族も含めた居場所になる所が必要です。親が希望する来所不可能な対象者への訪問支援や、お互いの悩みを話し合えるような場が望まれます。

(2) 課題

① 就労準備支援事業の利用に向けた支援について

「働きたい。」という主訴をもとに就労準備支援事業へつながりますが、そのための準備支援が必要なケースも多い現状（生活リズムを整えること、面談の約束を守ることなど）で、本人の思いと現実との隔たりを埋めるための時間が必要となります。事業の利用へつなげるための支援を続ける中で、対象者に障がいの疑いをもつことが多くあります。

社会資源である就労移行支援事業や就労継続支援（A型・B型）事業等の障害福祉サービス事業との連携による実施は効果的であると考えられます。

② 潜在的な対象者について

ケアマネジャーより、社会的孤立に関する相談があることから、今後地域における対象者のさらなる発掘のため、より地域と結びついている民生委員・児童委員などとの連携を検討していく必要があります。

また、利用者の出身校で割合の高い通信制や定時制高校へのアプローチも検討していく必要があります。

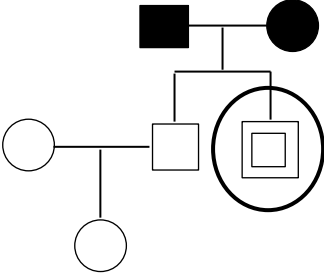
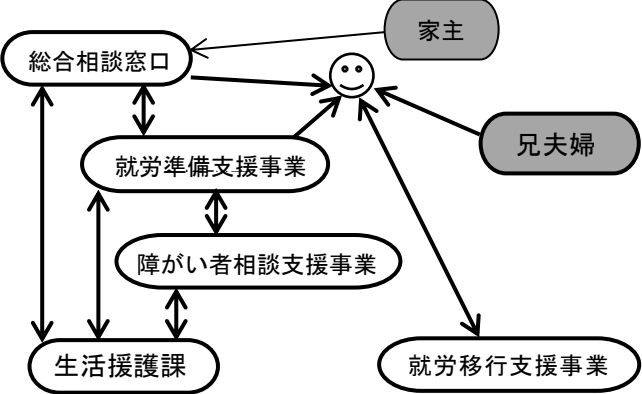
③ 社会的孤立等の状態にある人への支援について

孤立・深刻化しているケースは、家庭訪問や面談のみでの解決が難しくなってきました。学校不登校に続くひきこもりや、多重の問題を抱えるケースにはアウトリーチとネットワークを活用した多面的アプローチや、専門的手段が必要であると考えています。

親亡き後の未就労世代の困窮は今後の問題でもありますが、潜在的な対象者・社会的孤立の状態にある人の把握について、地域との連携を検討していく必要があります。

事例『就労準備支援事業利用事例』

(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています。)

<p>●事例の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30代男性Bさん。金銭管理をしていた同居の母が入院し、また同時期に仕事を退職した。その母が亡くなり、手持ち金が少なくなり、日常生活も心もとない。 ・家賃の滞納により、家主よりの相談で、総合相談窓口につながった。 ・無職でその後再就職が難しいということで就労準備支援事業へつながった。 	
<p>●ジェノグラム</p> 	<p>●エコマップ</p>  <p>※「塗りつぶし」…支援前の社会資源</p>
<p>●インテーク・アセスメント時の本人の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理を行っていた同居の母亡き後、日常生活、特に金銭管理が行えていない。 ・初回面談は来所時に挨拶程度。後日、自宅訪問。室内はきれいに整えられていたが、簡単な質問には単語で答えられる状態。細かい意思の疎通は難しい印象。 ・10年以上の就労経験があるということであるが、ハローワークでは、一般での就労は厳しいと指摘を受けた。 	
<p>●支援の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活リズムの確立と体力づくりを行う。 ・以前の仕事は軽作業であつたらしいが、就労移行支援事業を活用したアセスメントにより、職種等について検討する。 ・地域で孤立状態のため、仲間づくりを行う。 ・就労準備の支援をする。 	
<p>●支援経過</p> <p>H30.6 初回面談：自立相談支援事業の面談に同席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主訴は「早く働きたい。」 <p>H30.7 自宅訪問。就職活動開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの生活歴や職歴などについて聞き取りを行う。 ・室内はきれいに掃除されていた。 	<p>●支援プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・生活リズムを整える ・定期面談 ・就職活動に取り組む (生活保護の申請)

<ul style="list-style-type: none"> ・来所面談時に、履歴書作成。ハローワークで書いたという持参の履歴書は中学校卒業年が間違っていた。指摘すると、指示通りに書き変えるが、自分で計算して確かめることはできなかった。 	
H30.8 成育歴等の調査と並行して、就職活動 <ul style="list-style-type: none"> ・面接練習に参加。 ・障がい者手帳による福祉サービスを利用して就労への訓練をするということを受け入れる。 ・本人同意の上で、出身校や兄夫婦から聞き取りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・就職活動に取り組む
H30.9 就職活動 <ul style="list-style-type: none"> ・職種に関する本人の希望は、「資格はないが、小さい子どものいるところで働きたい。でも、自分では探せないから、幼稚園などを探してほしい。」 ・障がい者相談支援事業も支援に加わる。 ・面接練習に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・就職活動に取り組む
H30.10 就職活動 就労準備支援事業終結 <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳を取得できた時点で、阪神南障害者就業・生活支援センターへつなぐことになった。新担当者と顔合わせ。 ・仕事については、やはり「小さい子どものいるところで。」が希望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・終結→フォローアップ（定期的な見守り支援） ・定期面談（療育手帳の申請）
H30.11 就職活動 <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳が取得できたら、ということで、やっと就労移行支援事業所の見学を受け入れる。その見学に同行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動に取り組む ・事業所見学同行
H30.12 就職活動 <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業の体験実習に同行。 ・面接練習に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動に取り組む ・事業所体験実習同行
●支援の効果	
<ul style="list-style-type: none"> ・面接練習に参加することで、仲間作りのきっかけができ、早く働きたいという気持ちが、さらに強くなった。 ・生活費における生活保護費と就労移行支援事業所の収入との関係を繰り返し説明したことで、本人もこれからの人生の計画が立てられたと感じられた。 	
●支援を通じた地域課題等	
<ul style="list-style-type: none"> ・同居する家族の収入で生活が成り立つ場合、その家族の死によりたちまち生活困窮に陥ってしまう。加えて地域で孤立状態であると、本人には困っていることの発信のすべがない。 ・親亡き後の未就労世代の困窮は今後の問題でもあるが、潜在的な対象者の把握について、さらに努めなければならないと考えられる。 	